

対象年度		平成31年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		高齢者プランの策定						予算事業名		高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業			
予算科目	会計	04	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	介護保険法, 老人福祉法				
			01	01	01	6001	経常経費						
総合計画体系	1ともに支えあい, 安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分	主要事業					
	1-4ゆとりをもって暮らせる高齢者福祉の充実(高齢者福祉)							重点事業					
	①高齢者福祉の総合的な推進						担当課係等	介護保険課					
1高齢者プランの策定						介護保険係							
事業期間		継続 (平成28年度～平成29年度)											
【めざす姿(意図・どのような状態になるのか)】						【事業開始のきっかけや他市の状況など】							
<ul style="list-style-type: none"> ●いつまでも安心して暮らせる地域づくり ●すこやかな生活と生きがいづくり ●介護サービスの充実 (第7期結城市高齢者プラン21基本目標)													
【手段(事業内容・どのようなことを行うのか)】						【対象(だれに対して・何に対して行うのか)】							
介護保険事業計画は3年周期で計画を見直すことになるが, 高齢者福祉計画と連動し, 高齢者が自らの能力を十分に発揮し, 住み慣れた地域で尊厳のある自立した生活を送ることができる地域社会を構築するため, 高齢者のニーズの把握と本市の高齢者福祉の方向性を明らかにする。 ①高齢者福祉施策に関する調査・検討 ②高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会の運営(平成28年度開催実績1回, 平成29年度開催予定3回) ③介護保険料の算定等 平成28年度: 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査, 在宅介護実態調査等の各種調査 平成29年度: 事業計画策定※継続費						65歳以上の第1号被保険者, 40～64歳の第2号被保険者及び介護サービス事業者 【事業をとりまく環境の変化】 全国一律に3年周期で事業計画を策定するため, コンサル業者等が計画策定時に不足し, 第6期計画では市町村によっては現計予算で委託が不調になった状況があった。そのため, 第7期計画策定では平成28, 29年度の2ヶ年で計画策定支援業務を委託している。 2025年が目前に迫り, 課題解決や保険者の方向性を示す指針として事業計画の重要性はますます増すものと考えられる。							
【平成31年度 事業内容】			【平成32年度 事業内容】			【平成33年度 事業内容】							
高齢者福祉施策に関する調査・検討 高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会の運営(開催1回程度) 各種調査の実施			高齢者福祉施策に関する調査・検討 高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会の運営(開催3回程度) 各種調査の集計・分析 介護保険料の算定等			高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会の運営(開催1回程度)							
■事業費													
				H29年度		H30年度							
財源内訳	国	庫	支	出	金	0	0						
	県	支	出	金	0	0							
	地	方	債	0	0								
	そ	の	他	0	0								
	一	般	財	源	1,480	0							
歳入計(千円)				1,480		0							
歳出内訳	節(番号+名称)		金額(千円)		金額(千円)								
	13 委託料		1,480		0								
歳出計(千円)(A)				1,480		0							
伸び率(%)						皆減							
備考	総合計画61ページ 予算書 ページ												

平成29年度行政評価シート

■指標

種類	指標名	単位		H29年度	H30年度	H31年度
活動 指標	高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会開催数	回	目標	3.00	1.00	1.00
			実績	4.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査回収率	%	目標	0.00	0.00	67.00
			実績	0.00	0.00	0.00
	前回平成28年実績回収率67.0%		目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	高齢者の生きがい対策及び介護保険給付見込みなど、高齢者施策の指針となる計画である。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	当該計画に基づき、介護保険料の設定や高齢者施策の指針とすることから市(保険者)が実施主体となることは当然である。
	手段の妥当性	A 妥当である	計画策定あたり推進委員会を設置し審議することや専門的知識を必要とするためコンサル業者に委託することは適当である。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらとも言えない	限られた人員体制のなかで、専門的知識を有するコンサル業者に委託することはやむを得ない。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	高齢者全般を対象としている。
有効性	成果向上の余地	B どちらとも言えない	優良な業者の選定が必要である。
進捗度	事業の進捗	B どちらとも言えない	平成28年度から2ヵ年契約で計画を策定している。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
平成27年度の介護保険制度改正に伴い、これまで以上に保険者の独自性が問われており、専門的知識を有する優良な業者の選定及び十分な委託期間を確保する必要がある。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
優良な業者を早期に決定し、分析、検討等に十分な期間を確保するため、2ヵ年契約により事業計画を策定していく。			

■方向性

<p>1次評価（1次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策））</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） <input checked="" type="checkbox"/> 改善改革しながら継続 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続（改善・改革なし） <input type="checkbox"/> 統合・新規事業への展開</p> <p><input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止・終了 <input type="checkbox"/> 予定どおりの要求 <input type="checkbox"/> 一部改善の上要求 <input type="checkbox"/> 今回は見送り <input type="checkbox"/> その他の処置</p> <p>改革・改善の具体的内容（改革案・実行計画）</p> <p>老人福祉法及び介護保険法に定められた計画であり、法定どおり3年に一度の見直しを行う。国の法律改正と並行して策定作業を進めるため、またアンケート調査等の基礎調査を実施・分析するため、現行どおりコンサルタントに策定業務を委託することが効率的と考える。</p>
<p>2次評価（2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策））</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） <input type="checkbox"/> 改善改革しながら継続 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続（改善・改革なし） <input type="checkbox"/> 統合・新規事業への展開</p> <p><input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止・終了 <input type="checkbox"/> 予定どおりの要求 <input type="checkbox"/> 一部改善の上要求 <input type="checkbox"/> 今回は見送り <input type="checkbox"/> その他の処置</p> <p>企画調整会議の意見・考え方（1次評価者と同じ場合も記入）</p> <p>上記評価のとおり。</p>